

第五十五回国
参議院運輸委員會會議錄第二号

昭和四十二年五月九日(火曜日)
午前十時三十一分開会

事務局側

常任委員会専門員 吉田善次郎君

委員の異動

三月三十日

辞任 木村 陸男君

補欠選任 古池 信三君

四月三日

辞任 古池 信三君

補欠選任 木村 陸男君

出席者は左のとおり。

委員長 天坊 裕彦君

理事 岡本 悟君

谷口 慶吉君

岡 三郎君

小酒井義男君

委員

江藤 智君

金丸 富夫君

木村 陸男君

前田佳都男君

大倉 精一君

木村美智男君

吉田忠三郎君

田代富士男君

岩間 正男君

国務大臣 運輸大臣 大橋 武夫君

政府委員

運輸政務次官 金丸 信君

運輸大臣官房長 町田 直君

計課長 山上 孝史君

運輸省船舶局長 芥川 輝孝君

本日の会議に付した案件

○船舶積量測定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○運輸事情等に関する調査

(昭和四十二年度運輸省及び日本国有鉄道予算に關する件)

(今期国会提出予定法律案に關する件)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから運輸委員會を開会いたします。

船舶積量測定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。金丸運輸政務次官。

○政府委員(金丸信君) ただいま議題となりました船舶積量測定法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

現在、船舶の上甲板などにある貨物艀その他特定の場所に常設閉鎖装置を備えない開口を設けました場合には、その場所は、総トン数に算入しないことになっておりますが、このような開口を設けますことは、船舶の防火、防水の見地より好ましいものとは申しがたい実情であります。

また、政府関係海事協議機関におきましても、このような事情を考慮いたしまして開口を設けることにより総トン数に算入されない場所につきましても、開口を閉鎖しても総トン数に算入しない取扱をするよう関係各国に勧告をしております。主要海運国の中にはこの勧告を受け入れて、すでに国内法の改正を行なった国もありませんし、現に改正の準備を進めている国が少なくない現状であります。

船舶のトン数は、国際的に同じような原則によりまして測定されることが望ましいものであり、また、開口を閉鎖しても総トン数に算入しないトン数の測定方式を取り入れることは、船舶の安全性の向上に資するものでありますので、次の二点につきまして船舶積量測定法の規定を改めようとするものであります。

第一に、現在開口を設けることによりましてトン数に算入されないような上甲板上の場所は、開口が設けられていなくともこれを総トン数に算入しないこととするのであります。

第二に、現在開口を設けることによりトン数に算入されないような上甲板と第二甲板との間の場所につきましても、船舶安全法による満載吃水線の位置が所定の位置にある場合に限りまして総トン数に算入しないこととすることでありまして、以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(天坊裕彦君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、運輸事情等に関する調査を議題といたします。

まず、昭和四十二年運輸省及び日本国有鉄道関係予算について説明を聴取いたします。金丸運輸政務次官。

○政府委員(金丸信君) 昭和四十二年の運輸省関係の予算について御説明申し上げます。

初めに、予算の規模について申し上げます。まず一般会計について申し上げますと、歳入予算総額は、二十五億五千二百五十万二千円、歳出予算総額は他省所管計上分百三十五億四千六百七十五万九千円を含み一千三百四十七億一千九百四十万一千円でありまして、この歳出予算総額を前年

度予算額と比較いたしますと、百七十七億四千四百四十二万六千円の増加となっており、約一五パーセントの増加率を示しております。

この増加額の内訳をみますと、行政費では、百六億四千六百二十八万七千円、公共事業費では七十億九千八百三十三万九千円の増加となっております。

次に特別会計について申し上げます。

まず、本船再保険特別会計の歳入歳出予算額は、四億三千六百二十九万五千円、前年度に比較して約六千万円の増加となっております。

自動車損害賠償責任再保険特別会計につきましては、加入対象車両数の増加により、歳入歳出予算額を前年度の約三割増に当たる一千二百四十二億八千二百七十二万四千円といたしております。

港湾整備特別会計の歳入歳出予算額は、港湾整備五カ年計画の第三年度として港湾の整備を推進するため、前年度より約七十七億円を増額して七百六億八千九百七十八万五千円といたしております。

自動車検査登録特別会計の歳入歳出予算額は、二十五億二千四百二十二万二千円で前年度に比較して約二億四千六百万円の増加となっております。

このほか、昭和四十二年度財政投融資計画中には当省関係分といたしまして約四千五百三十億円が予定されております。

昭和四十二年予算におきましては、当省は、経済、社会の発展に伴って立ちおくれの著しい運輸関係社会資本の充実をはかり、国際収支の安定のための貿易外収支の改善と、船舶、鉄道車両等の輸出入の振興につとめることといたしております。

また、航空機事故、自動車事故等の交通事故を防止するため交通機関の基本的使命である交通安全対策並びに運輸関係公害の防止対策を強力に推

進するとともに、物価安定に資するため、物的流通の近代化と運輸関係事業の基盤強化等に重点を置き、諸施策を積極的に推進する所存であります。

次に、日本国有鉄道について申し上げますと、昭和四十二年年度の予算の編成にあたりましては、まず四十二年度におけるわが国経済の見通し及び国鉄輸送需要の動向を考慮して収入を見積もり、損益勘定において、収入支出予算八千五百七十二億円を計上し、資本勘定において収入支出予算四千七百六十七億円を、工事勘定において収入支出予算三千七百八十億円を計上いたしまして、第三次長期計画に基づき大都市通勤輸送の改善及び主要幹線の輸送力の増強並びに保安対策の強化等を推進してまいりたいと考えております。

運輸省関係予算の項目別の重点施策の概要につきましては、お手元に配付してあります昭和四十二年度運輸省予算の大綱及び昭和四十二年日本国有鉄道予算説明によりまして御承知を願いたいと存じます。

なお、お手元に配付してあります予算の説明につきましては、委員長におかれまして、会議録に掲載していただくよう御配慮をお願いいたします。

○委員長(天坊裕彦) 次に、今期国会提出予定法律案につき説明を聴取いたします。町田官房長。

○政府委員(町田直君) 第五十五国会の提出予定の法案について御説明申し上げます。

御配付申し上げております第五十五国会提出予定法案と、一枚刷りの進行状況を書きました資料を参考にさせていただきます。

今国会提出予定法案は、運輸省といたしましては全部で十件でございます。その中の予算関係法案が五件、それから予算に直接関係はございませんが、関連のある法案が一件、その他が四件でございます。順次御説明申し上げます。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案でございますが、要旨は、運輸省航空局に飛行場部を置くこと。運輸省に付属機関として電子航法研究所及び航空保安職員研修所を置くこと。船舶技術研究所の所掌事務を改正する。運輸省の地方支分部局として東京及び大阪に地方航空局を置く。その他の改正でございます。

この運輸省設置法の一部を改正する法律案は、三月二十二日に閣議決定をいたしました。二十三日に国会に提出されました。衆議院先議でございます。衆議院には三月二十三日に付託されております。内閣委員会でございます。参議院も同じく三月二十三日の内閣委員会に付託されております。

それから二番目は、船舶の油による海水汚濁の防止に関する法律案でございます。

その内容は、一定の総トン数以上の船舶について、一定の海域における油の排出を禁止すること、それから二万総トン以上の船舶については、全海域における油の排出を禁止するとともに、これらの船舶に対しビルジ排出防止装置の設置及び油記録簿の備えつけを義務づけること。第二番目といたしまして、船舶の廃油を処理する事業の適正な運営を確保するため、運輸大臣がこれに対処して必要な監督を行なう。三番目といたしまして、船舶の廃油を処理する施設の整備を促進するため、国は、港湾管理者の施設整備費の一部を負担する等の措置をとること等でございます。

この法律案は三月三十一日の閣議決定でございます。四月三日に国会に提出されております。衆議院先議でございます。衆議院では公害対策特別委員会に四月二十七日に付託されております。五月十日に提案理由説明をいたす予定でございます。参議院も四月十八日に公害対策特別委員会に付託になっております。

それから三番目は、船舶整備公団法の一部を改正する法律案でございます。内容は、船舶整備公団の発行する債券にかかる債務につきまして、政

府が保証をすることができるとするものでございます。

この法律案は三月二十二日に閣議決定になりました。三月二十三日に国会に提出されております。衆議院先議でございます。四月十八日の運輸委員会に付託されました。四月二十八日に提案理由説明を行ないました。参議院は三月二十三日の運輸委員会に付託されております。

それから四番目は、外貿埠頭公団法案でございます。その内容は、東京港及び横浜港において、外貿埠頭施設の整備を推進するとともに、その効率的な使用を確保することによりまして、港湾の機能の向上をはかり、もって外国貿易の増進に寄与することを目的として京浜外貿埠頭公団というものを設立する。同じように大阪と神戸におきましては、同じような目的で阪神外貿埠頭公団を設立するといふことが、この法律の内容でございます。

この法律は四月二十八日に閣議決定されました。同日国会に提出されております。まだ委員会には付託されておられません。

それから日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案。内容は日本鉄道建設公団の発行する債券にかかる債務につきまして、政府が保証することとすることとすることとでございます。

この法案は三月二十二日に閣議決定になりました。二十三日に国会に提出されました。衆議院先議でございます。三月二十三日の運輸委員会に付託になり、四月五日に提案理由の説明を行なっております。また参議院は三月二十三日に運輸委員会に付託されております。

その次は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案でございます。

本法案は現在まだ関係各省との調整がついておりませんので、閣議決定はまだでございます。しかし、ほとんどもう成案を得ましたので、ごく近い機会に閣議決定をいたしまして、国会に提出したいというふうに考えております。

それからその次は、船舶積量測定法の一部を改正する法律案でございます。ただいま提案理由の説明をさせていただきますのでございます。

四月二十一日の閣議決定、同二十六日の国会提出でございます。参議院先議でございます。

次は、船舶災害防止協会等に関する法律案でございます。船舶の労働災害を防止するために、船舶の災害防止計画の策定による船舶災害防止対策の計画的推進と、それから船舶災害防止協会の設立及びこの設立に対する船舶保険特別会計からの補助による船舶所有者の自主的な船舶災害防止活動の促進をはかるという内容のものでございます。

本法案は四月二十五日に閣議決定になりました。二十八日に国会に提出いたしました。衆議院先議でございます。四月二十八日に衆議院の運輸委員会に付託されました。五月十日に提案理由の説明をさせていただきます予定でございます。参議院の運輸委員会には四月二十八日に付託されております。

次は、昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案でございます。内容は、恩給の額の改定措置に準じまして、公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定等を行なうということでございます。

この法律案は四月二十五日に閣議決定になりました。四月二十七日に国会に提出されました。衆議院先議でございます。衆議院では大蔵委員会に四月二十七日に、参議院では内閣委員会に四月二十七日に付託になっております。

最後は、観光事業財団抵当法案でございます。内容は、観光事業に關する信用の増進によりまして、観光施設の健全な発達をはかるために、観光施設を包括的に対象とする財団抵当制度を創設するといふものでございます。

ただ、本法案につきましては、いまだ関係省庁との十分な調整ができておりませんので、内閣

と十分連絡をいたしまして、本国会に提案できるかどうか、至急に決定したいと思ひます。
以上でございます。

○委員長(天坊裕彦君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(天坊裕彦君) 速記を始めて。

ただいまの説明に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十分散会

〔参照〕

昭和四十二年度予算の大綱

昭和四十二年度の運輸省関係の予算について御説明申し上げます。

はじめに、予算の規模について申し上げます。まず一般会計について申し上げますと、歳入予算総額は、二十五億五千二百五十万二千円、歳出予算総額は他省所管計上分、百三十五億四千六百七十五万九千円を含み、一千三百四十七億一千九百四十万一千円でありまして、この歳出予算総額を前年度予算額と比較いたしますと、百七十七億四千四百四十二万六千円の増加となつており、約十五パーセントの増加率を示しております。

この増加額の内訳をみますと、行政費では、百六億四千六百二十八万七千円公共事業費では、七十億九千八百三十三万九千円の増加となつております。

次に特別会計について申し上げます。

まず、本船再保険特別会計の歳入歳出予算額は、四億三千六百二十九万五千円で前年度に比較して、約六千万円の増加となつております。

自動車損害賠償責任再保険特別会計につきましても、加入対象車両数の増加によりまして歳入歳出予算額を前年度の約三割増にあたる一千二百四十二億八千二百七十二万四千円といたしております。

港湾整備特別会計の歳入歳出予算額は、港湾整

備五カ年計画の第三年度として港湾の整備を推進するため、前年度より約七十七億円を増額して、七百六億八千九百七十八万五千円といたしております。

自動車検査登録特別会計の歳入歳出予算額は、二十五億二千四百二十二万二千円で前年度に比較して約二億四千六百万円の増加となつております。

このほか、昭和四十二年財政投融資計画中には当省関係分といたしまして、約四千五百三十億円が予定されております。

昭和四十二年度予算におきましては、当省は、経済、社会の発展に伴つて立ち遅れの著しい運輸関係社会資本の充実に資するため、国際収支の安定のため貿易外収支の改善と、船舶、鉄道車両等の輸送の振興に努めることとしております。

また、航空機事故、自動車事故等の交通事故を防止するため交通機関の基本的使命である交通安全対策ならびに運輸関係公害の防止対策を強力に推進するとともに、物価安定に資するため、物流流通の近代化と運輸関係事業の基盤強化等に重点をおき、次に申し述べる諸施策を積極的に推進する所存であります。

以下部門別に重点施策の要旨を御説明申し上げます。

まず海運関係について申し上げます。

第一に、外航船舶の建造に必要な資金として日本開発銀行からの融資、八百三十一億円を予定しております。これによりまして、昭和四十一年度を引き続き、四十二年において二百二十万総トン以下の外航船舶を建造し、邦船の積取比率を高めて近年赤字の増大しつつある貿易外収支の改善に貢献したいと考えております。なお、この建造量のうちには、最近における世界的なコンテナ化の傾向に対処するため、コンテナ船を含んでおります。

第二に、外航船舶の建造融資にかかる海運企業

中金融機関分、二十三億三千九百九十六万七千円、日本開発銀行分、六十五億二千八百八十八万一千円を計上しております。

なお、二十三次船の利子補給についての国庫債務負担行為限度額として、市中金融機関分、三十七億七千四百五十七万六千円、日本開発銀行分、百六十九億三千五百二十九万三千円を計上いたしております。

第三に、三國間輸送を促進して外貨の獲得と海運市場の拡大を図るため、三國間輸送助成金、八億三千七百万円を計上しております。

第四に、国が策定して移住者の送り出しと一般旅客の輸送のために昭和四十一年度において移住客船を運航することによつて生じた欠損と移住者の運賃差額に対する補助金として、二億四千七百八万三千円を計上いたしております。

第五に、内航海運の合理化、近代化を阻害する老朽不経済船を解船、係船し、経済船の整備を促進するため、船舶整備公団に対し三億円の財政融資、八十二億円の船舶整備債券発行についての政府保証、二億三千六百十万円の市中借入金についての政府保証を予定するとともに、内航海運業者の金利負担を軽減するため、解船撤資及び係船融資について、六千九百二十九万四千円の利子補給等を行なうこととしております。

第六に、離島住民の交通を確保するため、離島航路を整備する事業者に対し、二億四千二百三十九万円の補助金を交付するとともに、老朽船の代替建造等に必要なる財政資金、四億円を船舶整備公団に融資することといたしております。

第七に、国内旅客船の整備に必要な資金として船舶整備公団に対する財政融資、七億円を予定し、老朽旅客船の代替建造を促進して海上旅客の安全と利便の増進を図りたいと考えております。

次に船舶関係について申し上げます。

船の試験設計をはじめ巨大船舶の建造技術に関する研究等の経費として、七千三百六十六万六千円を計上しております。

第二に、最近における世界各國の船舶輸出競争の激化の状況において、わが国の船舶輸出を円滑に伸張させるため、必要な資金については、日本輸出入銀行からの融資を予定しております。

次に船舶関係につきましても、海上労働力需給の安定のため必要な経費として、三千三百九十四万九千円を計上しております。これによりまして船員を量的にも質的にも確保するため、海技大学校の拡充、海員学校の高専科、補導科の増設等船員教育機関の充実に資することといたしております。

なお、船内における労働災害防止の強化を図るため、船員労働災害防止団体に對し、船員保険特別会計から一千七百万円の補助金を交付することといたしております。

第二に、商船の近代化に即応して、現在の航海訓練所の練習船の陣容の整備強化を図るとともに、今後の船舶職員養成増等にも対処するため、三億七千二百七十五万八千円、国庫債務負担行為額十四億四千三百七十九万九千円を計上し、二カ年計画で、五千総トンの練習船を建造することといたしております。

次に港湾関係について申し上げます。

第一に、港湾整備五カ年計画の第三年度たる昭和四十二年におきましては、港湾事業費として外貿埠頭公団出資金を含め当省所管一般会計予算に、四百三十三億一千七百七十七万、総理府並びに労働省所管予算に、百五十七億三千三百万円を計上し、これに對應いたしまして港湾整備特別会計の規模を、七十六億八千九百七十八万五千円といたしております。これによりまして、外貿港湾、主要航路、新産業都市及び工業整備特別地域の中核となる港湾の整備を重点的に実施するとともに、特定重要港湾における外貿定期船港務施設の国庫負担率を一部引き上げることといたしております。

第二に、外国貿易の拡大及び海上コンテナ輸送

の普及に処し、東京港、横浜港、大阪港及び神戸港において外資定期船埠頭及びコンテナ埠頭の急速な整備と効率的運営を図るため、新たに、京浜外貨埠頭公団及び阪神外貨埠頭公団を設立することとし、そのため五億円の一般会計出資金と、二十億円の資金運用部資金による債券の引受けを予定しております。

第三に、港湾管理者の行なう臨海工業用地及び港湾都市再開発用地の造成を推進するため、地方債の起債のあつた三百八十億円を予定しております。

第四に、港湾都市等を台風、地盤沈下等から守るため、当省所管予算に七十四億八千七百五十一万八千円、総理府並びに労働省所管予算に三億六千三百五十五万九千円を計上し、これにより海岸事業を計画的に進めるとともに、災害復旧を強力に推進する所存であります。

次に鉄道関係について申し上げます。

第一に、国鉄につきましては、第三次長期計画の第三年度として、大都市通勤輸送の改善、主要幹線輸送力の増強による過密ダイヤの緩和及び保安対策の強化を図るために必要な経費として、四十二年度は財政融資及び政府保証債、二千五百五十億円を予定しており、これにその他の資金を加え、工事規模は、三千七百八十億円としております。なお、国鉄関係予算につきましては、後程、別途御説明させていただきますと思ひます。

第二に、日本鉄道建設公団による鉄道新線の建設を推進するため、同公団に対し産業投資特別会計からの出資、八十八億円を計上し、財政融資及び政府保証債、百十億円を予定しており、これに特別債等を含め、公団の事業規模は、五百二十五億円としております。これに加えて同公団の債務負担行為限度額として、二百二十五億円が予定されております。なお、同公団の経営の健全化を図るため、同公団に対する補助金及び補給金として、十一億七千二百九十二万一千円を計上しております。

第三に、大都市における地下高速鉄道網の整備

を促進するため、建設所要資金として財政融資百十億円、地方債の起債のあつた五百三十億円を予定するとともに、前年度における地下鉄建設費に對して一定率を乗じた金額を補助することとし、このための経費十八億四千五百万円を計上しております。

第四に、大都市における輸送力の増強と保安対策の強化を図るため、郊外私鉄の都心乗入れ及び新線建設工事等に要する資金については日本開発銀行からの融資を予定しております。

第五に、中小私鉄の振興に必要な経費として、一億四千七百七十六万八千円を計上しております。これによりまして、地方鉄道軌道の新線建設又は欠損に對して補助するとともに積雪地帯における防除雪設備の整備を促進して、地方住民のための交通を確保し、民生の安定に寄与することとしております。

第六に、踏切事故の防止を図るため、踏切道の立体交差化、構造改良及び保安設備の整備に要する資金について日本開発銀行からの融資を予定するとともに、保安設備を整備する中小の私鉄事業者に対し、三千二百十萬円の補助金を交付することとしております。

第七に、海外鉄道技術協力の推進に必要な経費として、五百八十六万九千円を計上し、これによりまして、アジア諸国の経済開発に寄与するとともに鉄道プラントの輸出の振興に努めたいと考えております。

次に自動車関係について申し上げます。

第一に、日本自動車ターミナル株式会社に対する政府出資、四億五千万円を計上し、前年度に引き続き東京郊外におけるトラックターミナルの建設を推進して、都市の再開発、道路交通の円滑化並びに自動車輸送力の増強、輸送の合理化を図ることとしております。

第二に、自動車事故相談業務の整備等自動車事故対策につきましては、自動車損害賠償責任再保険特別会計保障勘定における利子収入の範囲内において、必要な措置を講ずる所存であります。

第三に、離島バス等の助成に必要な経費として、一千六百四十五万八千円を計上しております。これによりまして離島及び辺地における交通機関として不可欠なバス路線のうち、適正な運営にもかかわらず欠損を生じた事業者に対し、老朽車両を代替するための費用の一部を補助することとしております。

第四に、自動車事故の多発化に對処するため、危険物、砂利、土砂等の運送事業者及びバス事業者の指導監督を強化するとともに、自動車の排気ガスによる公害の防止を図るため、排気ガス検査及び自動車整備基準の制定、指導を行なうこととし、必要経費として二千七百八十八万五千円を計上するとともに、所要の増員及び組織の強化をすることとしております。

第五に、自動車の激増に對処し、自動車の検査登録事務を円滑に処理するため、自動車検査登録特別会計において、二十五億二千四百二十二万円を計上いたしまして、検査設備を整備するほか、検査登録要員を百三人増員して業務体制を強化することとしております。

次に航空関係について申し上げます。

第一に、航空の安全を確保し、激増する航空行政事務を処理するため、本省航空局に飛行場部を、東京、大阪に地方航空局を新設するほか、所要の航空行政組織の整備を図るとともに、これらの関係で百十人の増員をすることとしたしております。

第二に、日本航空株式会社に対する助成策として産業投資特別会計からの出資、二十六億円を計上いたしまして、同社の国際航空路線を増強し、その国際競争力の強化を図りたいと考えております。

第三に、新東京国際空港建設のため必要な経費として大蔵省所管予算に新東京国際空港公団に対する一般会計からの出資、二十億円と政府保証債の発行三十億を計上しております。なお、このほか同公団の債務負担行為限度額として、五十億円が予定されております。これによりまして同公

団は、昭和四十五年までに第一期工事の完成を目途とし、四十二年において空港用地の買収及び補償等を行なうこととしております。

第四に、国際及び国内空港の整備につきましては航空交通の安全を確保するとともに、航空機の大規模化と航空輸送需要の増大に對処するため、受益者負担の増徴を前提として昭和四十二年以降五カ年間に、新東京国際空港を除き、総事業費一千五百十億円をもって空港整備五カ年計画を推進することと致しております。その初年度として四十二年においては、当省所管予算に七十億五千九百二十万円、総理府所管予算に六億七千五百九十万円を計上し、東京国際空港の整備工事、大阪国際空港の拡張工事、その他の国内空港の滑走路延長、航空保安施設の整備等を行なうほか東京、大阪両国際空港周辺の騒音対策として、三億円をもって、さしあたり教育施設等の騒音防止対策事業に對して補助することとしたしております。

第五に、航空の安全強化に必要な経費として、十二億一千三百四十六万五千円を計上しております。これによりまして、航空路管制施設及び航空保安施設の整備等を強力に推進することとしたしております。

第六に、航空機乗員対策につきましては、航空機乗員の質の均一化と向上を図るため、航空大学校における乗員養成規模を昭和四十三年から現在の三倍の九十人に拡充するとともにその教科内容を改定することとし、これに必要な教育施設の整備のための経費として、昭和四十二年において、五億九千六百八十二万五千円を計上しております。

次に観光関係について申し上げます。

第一に、国際観光振興会に対する助成策として補助金、八億七千六百六十一万円を計上しております。これによりまして海外宣伝事業、国際会議誘致事業等を充実させるとともに国際観光年行事を実施させる等国際観光振興会の業務の拡充強化を行なつて国際観光の振興を図ることとしたしております。

第二に、昭和四十二年は国連の提唱にかかる国際観光年であり、官設観光機関国際同盟第二十回総会を東京で開催するとともに、国際観光年を記念する各種行事を実施するため必要な経費として、一千二百七十一万七千円を計上しております。

第三に、わが国への観光客及び国際会議の誘致を促進するために、必要な施設の、利用効果及び経営見通し等につき箱根を前提として調査を行なうこととしております。

次に海上保安関係について申し上げます。

第一に、遠洋における海難に対処するため、四十一年度引き続き、二千トン型巡視船一隻を建造するほか、海上における安全の確保と治安の維持を図るため、巡視船十隻の代替建造、化学消防艇の基本設計、ビーチクラフト型航空機一機の購入、航空基地の整備を図ることとし、十九億七千九百七十四万七千円、国庫債務負担行為額八億七千九百九十八万八千円を計上しております。

第二に、航路標識の整備に必要な経費として、十七億七千七百五十五万二千円を計上しております。これによりまして港海標識、電波標識等の新設及び改良改修を行なうとともに航路標識の管理の合理化を推進することとしております。

第三に、最近悪化かつ広域化する海上犯罪に対処するとともに、海上交通秩序を維持するため、必要な経費として、七千二百六十五万四千円を計上し、海上警察力の強化に努めることとしております。

次に気象関係について申し上げます。

第一に、予報、通信及び観測施設の整備強化を図るため、八億七千九百九十七万七千円を計上しております。これによりまして気象資料の蒐集及び配送の合理化を進めるため、データ自動編集集中装置の設置を図るほか、通信施設、気象衛星からの受信施設、気象レーダーの整備等を実施することとしております。

第二に、航空機の安全かつ経済的な運航に資するため、航空気象官署の施設の整備拡充等を行なうため、必要な経費として、七千五百一十一万八千円を計上しております。

計上しております。

第三に、気象ロケット観測業務につきましては、三千二百三十九万一千円を計上し、従来どおり東大宇宙航空研究所内ノ浦発射場を借用して行なうとともに、専用の発射場を新設するための敷地を購入する予定にしております。

第四に、地震対策につきましましては、四千五百九十一万三千円を計上し、これによりまして地震観測網を整備強化し、地震予知研究計画を推進することと、津波予警報の迅速化を図る所存であります。

なお、海上保安関係で御説明いたしました巡視船の代替建造のうち二千トン型につきましましては、遠洋気象業務にも役立たせるべく気象観測機器を積載できるようにいたしております。

次に科学技術関係について申し上げます。

第一に、航空機及び船舶の航行の安全及び経済性の確保を目的として、電子技術を利用した航行援助及び航行管制技術の試験研究体制の整備強化を図るため、船舶技術研究所から電子航法部を分離し、本省の附属機関として電子航法研究所を新設することとし、その必要経費として、一億六千六十七万四千円を計上しております。

第二に、自動車事故の激増及び排気ガスによる大気汚染の状況に対処するため、船舶技術研究所交通技術部を拡充して二部とするとともに、交通事故及び公害の防止に関する研究を強化するための経費として、七千二百九十八万一千円を計上しております。

次に船舶の油による海水の汚濁の防止を図るため、船舶からの油の排出を規制するとともに、港湾において廃油受入処理施設を整備する港湾管理者に対し、港湾整備特別会計より補助金を交付することとし、その所要経費として、三億円を計上するとともに、民間事業者で廃油受入処理施設を整備する者に対しては日本開発銀行からの融資を、またビルジ排出防止装置を整備する船主に対しては船舶整備公団からの設備資金の貸付けを予定しております。

最後に、運輸関係の流通の近代化につきましましては、物価の安定、産業の国際競争力の強化、都市過密化対策等の見地から、以上述べましたようルの整備等をはじめとする諸施策を推進するほか、コンテナ輸送、流通団地の整備、パレチゼーションの促進等に関する調査指導を行なうこととし、所要経費として、七百七十一万一千円を計上しております。

以上をもちまして昭和四十二年の運輸省関係の予算についての御説明を終わります。

昭和四十二年度日本国有鉄道予算説明

昭和四十二年度日本国有鉄道予算の概況につきまして御説明申し上げます。

昭和四十二年の予算の編成にあたりましては、まず、四十二年におけるわが国経済の見通し及び国鉄輸送需要の動向を考慮して収入を見積るとともに、設備投資としては、第三次長期計画の第三年度として、引き続き大都市通勤輸送の改善及び主要幹線の輸送力増強並びに保安対策の強化に重点をおいて支出予算を組んだ次第であります。

以下、収入支出予算について、損益、資本及び工事の各勘定別に御説明申し上げます。

まず、損益勘定について申し上げます。収入といましては、鉄道旅客輸送人員を七十二億八千六百万人、輸送人キロを一千八百九十二億人キロと想定いたしまして、旅客収入を対前年度三百八十三億円(六・九%)増の五千九百七十七億円と見込み、また、鉄道貨物輸送トン数を二億二千万トン、輸送トンキロを五百六十九億トンキロと想定いたしまして、貨物収入を対前年度八十六億円(三・八%)増の二千三百四十八億円と見込んでおります。以上の旅客及び貨物収入のほかに、雑収入等を見込みまして、収入合計八千五百七十二億円を計上いたしております。

他方、支出といましては、経営費のうち人件費につきましましては、四十二年の昇給と期末手当、奨励手当四・一か月分を見込みまして、三千

三百二十三億円を計上いたしております。なお、給与の総額は、ほかの勘定分を加えて、三千八百七十一億円といたしております。物件費につきましましては、節約に特段の努力を払わせたことによりましては、おまなものといたしましては動力費五百四十億円、修繕費一千二百九十三億円等を見込んでおります。これらを合わせて経営費総額は六千五百八十六億円となっております。以上の経営費のほかに、受託工事費四十億円、利子及び債務取扱諸費一千四百七十七億円、減価償却費等資本勘定へ繰入七百七十九億円、予備費百二十億円を見込みまして、支出合計八千五百七十二億円を計上いたしております。

次に、資本勘定について申し上げます。収入といましては、さきほど申し上げました損益勘定からの受入七百七十九億円に資産充当四十八億円、資金運用部からの借入金等二千五百十億円、利用債、繰越債五百六十億円、特別債一千二百三十億円を加えて、収入合計四千七百六十七億円を計上いたしております。

他方、支出といましては、このうち三千七百八十億円を工事勘定に繰り入れるほか、借入金等の償還に八百九十三億円、日本鉄道建設公団等への出資に九十四億円を予定いたしております。

最後に、工事勘定について申し上げます。

昭和四十二年は、第三次長期計画に基づいて、大都市通勤輸送の改善及び主要幹線の輸送力の増強並びに保安対策の強化に重点をおき、通勤輸送の混雑緩和、主要幹線の複線化、電化・電車化、ディーゼル化、さらに路切及び保安施設の改善等を図るために三千七百八十億円を計上いたしております。

以下、工事勘定の内容について御説明申し上げます。まず、通勤輸送対策につきましましては、東京附近六〇六億円、大阪附近九四四億円、電車増備八五五億、百九十億円計八百九十億円を計上し、輸送需要の増大に対処するとともに混雑緩和を図ること

次に、幹線輸送力増強につきましては、一千五百二十三億円を計上し、函館、室蘭、東北、常磐、羽越、奥羽、上信越、中央、北陸、山陽及び鹿児島本線等輸送能力の限界近くまで利用されている諸幹線の輸送力の増強を図り、これらの線区における輸送のあい路をできるだけすみやかに解消することにいたしました。

次に電化・電車化、ディーゼル化につきましては、工事費百四十億円を計上し、現在工事中の函館、東北、常磐、中央及び日豊本線等の電化を促進いたしますとともに、既電化区間の電車化を積極的に進め、また、非電化区間につきましても、ディーゼル化を促進することによつて輸送力の増強を図るとともに、サービスの改善と経営の合理化に資することにいたしました。

次に、諸施設の取替及び改良につきましては、五百五十五億円を計上し、緊急に整備を要する踏切及び信号保安施設の大規模な改良をはじめとして諸施設の取替及び改良を図ることにいたしました。

次に、車両関係につきましては、車両費五百二十億円を計上し、前記工事の完成に見合う輸送力の増強を図ることにいたしました。

以上のほかに、総係費二百二億円を加えまして、支出合計三千七百八十億円を計上いたしております。これらに要する財源といたしましては、資本勘定から受け入れます三千七百八十億円を充てることにいたしております。

以上御説明申し上げました日本国有鉄道の予算につきましては、予定されました収入をあげ、予定されました工事計画を完遂するために特段の努力が必要であらうと考えられますので、公共企業体として今一層の経営合理化を図り、もつてわが国経済の発展に資するよう指導監督してまいらる考であります。

以上、昭和四十二年度日本国有鉄道の予算につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

三月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、陸運事務所定員の増員に関する請願（第九三号）

第九三号 昭和四十二年二月十七日受理

陸運事務所定員の増員に関する請願

請願者 広島市大須賀町一四ノ一三ノ二〇

一中国地方交通会議所内 伊藤信之

紹介議員 森田 タマ君

陸運事務所の定員について、他官庁との人事の交流、剰余人員の配置転換等により、大幅に増員されたい。

理由

数年来いじりしい発展をみた中国地方の自動車保有台数はすでに五十七万台を突破し、しかもなお年平均二十一パーセント増加の傾向にあるが、この膨大な車両の保安について、検査登録輸送その他の業務を行なうには現在の国の施設、要員ではその円滑な実施は望み得ない。

車検登録事務については、自動車数の増加とほぼ比例して業務量が増加しており、定員数の増加が少ないので業務は滞滞し、業界はもとより一般利用者にはこのためきわめて不利不便を受けている。

輸送事業は、ハイタク事業者、トラック事業者共その大部分が零細企業に属し、当局の育成の必要を強く望むものであり、また、事業計画変更認可取扱件数は年々増加し、この処理にかなりの日数を要し、処理時期を資金計画、運転者の雇用等種々の条件と時期を逸するためことに困惑している。

最近の中小企業近代化方策に基づくトラック運送事業ならびに整備事業の近代化、最大の社会問題となつていて交通事故防止対策に関連し、相当多数の定員を必要とする状態であるにもかかわらず、陸運事務所定員は、きわめてわずかの増員という状態であり、業務の増加に追いつかず、業界の協力もすでに限度にきている。

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、群馬県桐生市内の両毛線高架に関する請願（第三〇五号）

第三〇五号 昭和四十二年三月一日受理

群馬県桐生市内の両毛線高架に関する請願（二通）

請願者 群馬県桐生市宮前町二ノ一、九一

五ノ一 赤石好次外二千八百九十名

紹介議員 渋谷 邦彦君

現在、国鉄第三次計画に基づき、両毛線の電化と一部複線化が進められているが、これが完成すると、列車のスピードアップと増発とによつて、桐生市内にある二十箇所の踏切においては、危険度がいつそう増大し、交通渋滞が激化するものと予想されるので、道路交通の安全と市発展のため、同線のうち桐生市内部分を高架化されたい。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、船舶整備公団法の一部を改正する法律案
一、日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二「長期借入金」の下に「又は船舶整備債券」を加え、「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第二十八条第一号中「国債」の下に「その他運輸大臣の指定する有価証券」を加える。

第三十四条に次の一号を加える。

四 第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案

日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（債務保証）

第二十九条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三十条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く）について保証することができ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、船舶積量測定法の一部を改正する法律案

船舶積量測定法の一部を改正する法律案

船舶積量測定法の一部を改正する法律案

船舶積量測定法（大正三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「上甲板」の下に「（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第三条ノ規定ニ依リ満載吃水線ヲ標示スルコトヲ要スル甲板ニ層以上ヲ備フル船舶ニシテ満載吃水線ノ位置ガ主務大臣ノ定ムル位置ニ在ルモノニ在リテハ上甲板ト上甲板ヨリ第二層ニ在ル甲板トノ間及上甲板上）を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 貨物艀（包装セザル液体又ハ気体ヲ積載スルタメノモノヲ除ク）、船用品倉庫、工作場及漁獲物処理場

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 2 改正前の船舶積量測定法の規定により積量の測定を受けた船舶の総トン数及び純トン数については、次項又は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第九条の規定による積量の改測を受けるまでの間は、なお従前の例による。
- 3 改正前の船舶積量測定法の規定により積量の測定を受けた船舶の所有者であつて、改正後の同法の規定により積量の測定を受けようとするものは、船舶港を管轄する管海官庁にその船舶の積量の改測を申請することができる。
- 4 船舶法第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の積量の改測について準用する。

船員災害防止協会等に関する法律案
船員災害防止協会等に関する法律

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、船員災害防止協会等に関する法律案

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 船員災害防止計画（第三条―第六条）
第三章 船員災害防止協会
第一節 通則（第七条―第十一条）
第二節 業務（第十二条―第十八条）
第三節 設立（第十九条―第二十一条）
第四節 管理（第二十二條―第二十六条）
第五節 解散及び清算（第三十九條―第四十二条）
第六節 監督（第四十三條―第四十五条）
第七節 補則（第四十六條―第四十八條）
第四章 罰則（第四十九條―第五十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、船員災害防止計画を樹立し、及び船員災害の防止を目的とする船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずることにより、船員法（昭和二十二年法律第百号）その他船員の安全及び衛生に関する法令と相まって、総合的かつ計画的な船員災害防止対策の推進を図り、もつて船員災害の防止に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「船員災害」とは、船員の就業に係る船舶、船内設備、積荷等により、又は作業行動若しくは船内生活によつて、船員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することを含む。

2 この法律において「船員」とは、船員法の適用を受ける船員をいう。

3 この法律において「船舶所有者」とは、船員法の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者をいう。

第二章 船員災害防止計画

（基本計画）

第三条 運輸大臣は、五年ごとに、船員中央労働委員会の意見をきいて、船員災害の減少目標その他の船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（実施計画）

第四条 運輸大臣は、毎年、船員中央労働委員会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）を作成しなければならない。

一 船員災害の減少目標

二 船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類

三 船員災害の防止のための主要な対策に関する事項

四 その他船員災害の防止に関し重要な事項

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（計画の変更）

第五条 運輸大臣は、船員災害の発生状況、船員災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があるとき、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2 第三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（勧告等）

第六条 運輸大臣は、基本計画又は実施計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、船舶所有者その他の関係者に対し、船員災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

第三章 船員災害防止協会

第一節 通則

（目的）

第七条 船員災害防止協会（以下「協会」という。）は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止することを目的とする。

（法人格）

第八条 協会は、法人とする。

（名称）

第九条 協会は、その名称中に船員災害防止協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に船員災害防止協会という文字を用いてはならない。

第十条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

第二節 業務

（業務）

第十二条 協会は、第七条の目的を達成するため、船員災害の防止に関し、次の業務を行なうものとする。

一 船舶所有者、船舶所有者の団体等が行なう船員災害の防止のための活動を促進すること。

二 教育及び技術的援助のための施設を設け、及び運営すること。

三 船員災害防止規程を設定すること。

四 会員に対して、技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

五 船内作業に必要な機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

六 船員の技能に関する講習を行なうこと。

七 情報及び資料を収集し、及び提供すること。

八 調査及び広報を行なうこと。

九 その他必要な業務を行なうこと。

2 協会は、前項の業務のほか、厚生大臣及び運輸大臣の要請があつたときは、船舶所有者及び船舶所有者の団体で会員でないものに対して同項第四号の業務を行なうことができる。

3 協会は、前二項の業務を行なうにあつては、基本計画及び実施計画に即応するように努めなければならない。

（安全管理士及び衛生管理士）

第十三条 協会は、前条第一項及び第二項の業務のうち船員災害の防止に関する技術的な事項に係るものを行なわせるため、安全管理士及び衛生管理士を置かなければならない。

令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

(船員災害防止規程)

第十四条 船員災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

- 一 適用範囲に関する事項
- 二 船員災害の防止に関し、機械、器具その他船内設備、作業の実施方法、船内の生活環境等について講ずべき具体的な措置に関する事項
- 三 前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項

2 協会が船員災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、船員災害防止規程に定めなければならない。

(船員災害防止規程の認可)

第十五条 船員災害防止規程は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請に係る船員災害防止規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 内容が法令に違反しないこと。
- 二 設定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。
- 三 不当に差別的でないこと。
- 四 船員の利益を不当に害するおそれがないこと。

3 運輸大臣は、船員災害防止規程が前項各号の一に適合しなくなつたと認めるときは、当該協会に対してその船員災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、船員中央労働委員会の意見をきかなければならない。

(船員災害防止規程の廃止の届出)

第十六条 協会は、船員災害防止規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(関係船員等の意見の聴取)

第十七条 協会は、船員災害防止規程を設定しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、関係船員を代表する者及び船員災害の防止に関し学識経験がある者の意見をきかなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(会員の遵守義務等)
第十八条 会員は、船員災害防止規程を守らなければならない。

2 会員である船舶所有者の事業に係る就業規則は、船員災害防止規程に反するものであつてはならない。

3 前二項の規定は、船員災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

第三節 会員

(資格)
第十九条 協会の会員の資格を有する者は、船舶所有者及び船舶所有者の団体とする。

(加入)
第二十条 協会は、会員の資格を有する者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(会費)

第二十一条 協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

第四節 設立

(設立の要件)

第二十二条 協会は、船舶所有者である会員が常時使用する船舶の総数が、すべての船舶所有者が常時使用する船舶の総数に厚生省令、運輸省令で定める率を乗じて得た数をこえることとなるときでなければ、設立することができない。

(発起人)

第二十三条 協会を設立するには、その会員になろうとする二十人以上の者が発起人となることを要する。

(創立総会)

第二十四条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有する者でその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

4 民法第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、創立総会の議決に準用する。

(設立の認可)

第二十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び厚生省令、運輸省令で定める事項を記載した書面を厚生大臣及び運輸大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期等)
第二十六条 協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 協会は、成立の日から二週間以内に、その旨を厚生大臣及び運輸大臣に届け出なければならない。

第五節 管理

(定款)

第二十七条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 業務
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 会員の資格に関する事項
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 会員の権利及び義務に関する事項
- 八 会費に関する事項

九 役員に関する事項
十 参与に関する事項
十一 総会及び総代会に関する事項
十二 会計に関する事項
十三 事業年度
十四 公告の方法

2 定款の変更は、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十八条 協会は、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員の任免及び任期)
第二十九条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。

(監事の兼職の禁止)

第三十条 監事は、会長、理事又は協会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十一条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が協会を代表する。

(決算関係書類の提出等)

第三十二条 会長は、通常総会の開催日の一週間

前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(参考)

第三十三条 協会に、参与を置く。

2 参与は、協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3 参与は、船員災害の防止に関し学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。

(協会の招集)

第三十四条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第三十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画及び収支予算の決定又は変更

三 船員災害防止規程の設定、変更又は廃止

四 解散

五 会員の除名

六 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第三十六条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号及び第三号から第五号までの事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(総会に関する民法の準用)

第三十七条 民法第六十一条第二項(臨時総会招

集請求権)第六十二条(総会招集の手続)、第六十四条(総会の決議事項)、第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、協会の総会に準用する。

(総代会)

第三十八条 会員の総数が三百人をこえる協会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、定款で定めるところにより、会員のうちから選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時の会員の総数の十分の二(会員の総数が千人をこえる協会にあつては、二百人)を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総会に関する規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。

6 総代会においては、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をすることができない。

第六節 解散及び清算

第三十九条 協会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 設立の認可の取消し

2 協会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を厚生大臣及び運輸大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第四十条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には厚生大臣及び運輸大臣が選任する。

第四十一条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないとき又はすることのできないときは、清算人は、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、船員災害の防止のための活動を行なう団体に贈與せなければならない。

(解散及び清算に関する民法等の準用)

第四十二条 民法第七十条(法人の破産)、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條から第八十一條まで、第八十二條(解散に係る部分を除く)及び第八十三條(清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百七十七條並びに第三百八十八條(法人の清算の監督)の規定は、協会の解散及び清算に準用する。

第七節 監督

(決算関係書類の提出)

第四十三条 協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を厚生大臣及び運輸大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第四十四条 厚生大臣又は運輸大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

第四十五条 厚生大臣及び運輸大臣は、協会の運営がこの法律、この法律に基づく命令若しくは

定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その協会に対してこれを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合に次の各号の一に掲げる処分をすることが出来る。

一 業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 設立の認可を取り消すこと。

2 厚生大臣及び運輸大臣は、協会が第二十二條に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

第八節 補則

(補則)

第四十六条 政府は、協会に対して、船員保険特別会計の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

(秘密保持義務)

第四十七条 安全管理士及び衛生管理士又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者でその職務に関し前項の秘密を知り得たものは、同項と同様とする。

(適用除外)

第四十八条 この章の規定は、国、地方公共団体及び公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第一号に規定する公共事業体が行なう事業については、適用しない。

第四章 罰則

第四十九条 第四十七條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第五十条 第四十四條第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千元以下の罰金に処する。

2 協会の役員又は協会の代理人、使用人その他の従業者が、その協会の業務に関して、前項の

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その協会对して、同項の刑を科する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の発起人、役員又は清算人は、五千円以下の過料に処する。

一 この法律に基づいて協会の行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。

二 第十條第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十條の規定に違反したとき。

四 第四十一条第一項又は第二項の認可を受けないうで財産処分をしたとき。

五 第四十二条において準用する民法第七十條第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六 第四十二条において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七 第四十三条に規定する書類を同条に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第五十二条 第九條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(名称制限に関する経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に船員災害防止協会という文字を用いている者については、第九條第二項の規定は、この法律の施行後一年間は、適用しない。

(国家公務員法の一部改正)

第三条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）」を「労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十

九年法律第百十八号）及び船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第 号）」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

中 船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第 号）

(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十九條の二 船員災害防止協会の設立又は定款の変更を認可し、これに對しその業務に關し報告をさせ、帳簿等を検査し、その他監督上必要な処分をすること。

第十四條第九號の次に次の一号を加える。

九の二 船員災害防止協会の監督すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第六條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第二十四號の三を第二十四號の四とし、第二十四號の二を第二十四號の三とし、第二十四號の次に次の一号を加える。

二十四の二 船員災害防止計画を作成し、及び船員災害防止協会の監督すること。

第二十五條第一項第十號の次に次の一号を加える。

十の二 船員災害防止計画及び船員災害防止協会に關すること。

第五十七條中「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を、「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第 号）」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第一号中「労働災害防止協会」の下に、「船員災害防止協会」を加える。

(地方公務員法の一部改正)

第八條 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項中「これに基づく命令」を「船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第 号）」並びにこれらに基づく命令に改める。

(所得税法の一部改正)

第十條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中全国農業會議所の項の前に次のように加える。

(法人税法の一部改正)

第十一條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中全国農業會議所の項の前に次のように加える。

船員災害防止協会 船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第 号）

令に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第九條 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八條中「及び労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）」を、「労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）及び船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第 号）」に改める。